

第72回 国有財産九州地方審議会

議 事 録

日 時 平成30年9月27日

場 所 熊本地方合同庁舎

国有財産九州地方審議会委員名簿

平成30年9月27日

氏 名	職 名	備 考
あおき たかのぶ 青 木 充 信	(株)九州不動産鑑定所 代表取締役社長	
うりう みちあき 瓜 生 道 明	九州電力(株) 代表取締役会長	
おおが いともこ 大 貝 知 子	(株)大貝環境計画研究所 代表取締役所長	
おかだ えいご 岡 田 英 吾	(一財)日本不動産研究所 参与	
か い たかひろ 甲 斐 隆 博	(株)肥後銀行 代表取締役会長	
しば と たかしげ 柴 戸 隆 成	(株)福岡銀行 代表取締役頭取	
た なか としひこ 田 中 稔 彦	金剛(株) 代表取締役社長	
た ばた ひろあき 田 端 洋 昭	(株)熊本日日新聞社 論説・編集顧問	
たん ご ひとみ 反 後 人 美	かねくら(株) 代表取締役社長	
とお や こうじ 遠 矢 浩 司	(株)西日本新聞社 トップクリエ 代表取締役社長	
にし むら まりこ 西 村 まりこ	(株)辰グループ 専務取締役	
ふる や よしえ 古 屋 令 枝	古屋法律事務所 弁護士	
ます むら まちこ 益 村 真知子	九州産業大学経済学部経済学科 教授	
よし もと みどり 吉 元 みどり	社会福祉法人紘徳会 常務理事	

(敬称略、50音順)

第72回国有財産九州地方審議会

平成30年9月27日（木）

【宮崎管財総括第一課長】

お待たせいたしました。私は、本日の進行役を務めさせていただきます九州財務局管財総括第一課長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

本審議会は、福岡市と熊本市とで基本的には交互に開催させていただいております。今回は当地での開催ということで、遠方からおいでいただきました委員の皆様方におかれましては、ご足労をいただきましたこと、感謝申し上げます。

なお、本日お集り頂いております皆様方のご紹介につきましては、お手元に配付させていただいております配席図にて代えさせて頂きたいと存じますので、ご確認をお願い致します。

それでは、これより甲斐会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

甲斐会長、よろしくお願いいたします。

【甲斐会長】

会長の甲斐でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めてまいりたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、第72回国有財産九州地方審議会を開催いたします。

まず最初に、本会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

【宮崎管財総括第一課長】

それでは、ご報告します。本審議会の委員数は14名でございますが、本日は11名の委員にご出席をいただいております。これは国有財産法施行令第6条の8に規定されております「委員の半数以上の出席で会議を開き議決する」との要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

【甲斐会長】

ありがとうございました。

次に、審議に先立ちまして、九州財務局 川瀬局長から挨拶をお願いします。

【川瀬九州財務局長】

九州財務局長の川瀬でございます。

第72回国有財産九州地方審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

甲斐会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいところ本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。さらに、平素から国有財産行政をはじめ、財務局の業務全般にわたりまして、格別のご理解、ご指導を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、私共全国の財務局では、従前からの許認可・査定・検査・契約等の行政手法に加えて、近年は地域の皆様との直接的な交流・対話を通じた地域連携：貢献活動を展開しており、各財務局がそれぞれの地域の実情に応じて工夫をして取り組んでおります。当局では、7月からの事務年度の地域連携活動の基本方針を例年内部的に策定しておりましたが、私共の施策のコミットを高めるとともに広く地域の皆様にご理解いただく趣旨で当方針を今回公表しております。お手元に参考まで配付させていただきました。

この中で、管財業務では新たな施策として情報交換会を掲げておりますが、もとより管財業務は地域の関係者と非常に係わりの深い分野でございます。私共が直接的に所掌する普通財産は九州局でおよそ3千5百件、福岡局で4千7百件ございます。審議会にお諮りするビッグな事案のみならず、日々各地の現場で膨大な管理処分の方々の調整に取り組み、有効に国有財産を利活用し、地域の経済社会に貢献するよう努めているところでございます。

そういった意味で、今回お諮りする合志市への売却の件は、地域のまちづくりに貢献する重要な事案だと思っております。現在、国立療養所菊池恵楓園が用いている敷地の一部を、市が企図する再開発の土地区画整理事業に供するもので、この事業により、熊本電鉄の駅前整備が図られ、この地域の発展に寄与するものと考えております。

また、報告事案では、地方公共団体と連携します国公有財産の最適利用、これを私共俗にエリアマネジメントと称しておりますが、経済政策の一環で4年前に全国の財務局で始まったところでございます。今回、当局で2件、長らく下積みの協議調整を経て、ほぼプランが見えてきた事案をご紹介します。

国と地方公共団体が互いに手を携えて知恵を出し合うこのようなプロジェクトは施設の最適化に加え地域経済の活性化にもつながるものということで取り組んでおります。

更に、過去の諮問事案の処理状況報告では、一昨年の本審議会でご裁可いただいた熊本市民病院建設用地に係る件や福岡県古賀市において介護施設用地として定期借地契約を締結した件などを報告する予定です。

ちなみに一昨年の熊本地震の対応として、国有財産行政では、がれき置き場等への未利

用地のご提供、福岡局とも協力の上、国家公務員宿舎の空き部屋をピーク時156戸、今でも19戸ご提供する等、多くの取組みをしてまいりましたが、その中でも特に重要事案としてこの市民病院の建替用地の売却をさせていただきました。当病院は周産期医療に秀でる等市民にとってかけがえのない病院でありますので、私共今後とも最大限のケアをしていく所存です。

主に、今申し上げました事案をご審議頂き、また、ご報告申し上げますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

以上、審議会開催に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。

【甲斐会長】

ありがとうございました。それでは、早速、諮問事項の審議に入りたいと思います。

本日、ご審議いただきます事案は、お手元の諮問書でございます1件でございます。

それでは、九州財務局から諮問について、ご説明をお願い致します。

【立川管財部長】

九州財務局管財部長の立川でございます。それでは、諮問につきましてご説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。今回の諮問は、「熊本県合志市に所在する厚生労働省所管財産を用途廃止のうえ、合志市に対し御代志地区土地区画整理事業の事業用地として売払いすることについて」でございます。

まず、本諮問事案の経緯につきまして、ご説明いたします。

本財産は、厚生労働省が所管する「国立療養所菊池恵楓園」の敷地として現在も使用されているところでございますが、その敷地の一部が、合志市が進める「御代志地区土地区画整理事業」の事業区域に含まれることとなり、合志市から菊池恵楓園に対して、敷地の一部を取得したいとの申し出があったもので、今回の審議会において売払いについての答申が得られましたら、用途廃止手続きを進め、九州財務局が引受けを行い、合志市に売却するものでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。一般的に国は、新たに発生した未利用国有地につきましては、公用・公共利用の優先を原則として処分を行っておりまして、地域のニーズ等に応じた有効活用を図る観点から、処分に際しましては地方公共団体等に対して取得等要望の有無を確認しております。

そこで要望がありましたら、内容を審査しまして、財産の規模等に応じて本会に諮問さ

せていただいて処理を行いますし、他方、要望がない場合には一般競争入札により処分すると、大まかに申し上げれば、こういったルールで処理を行っているところでございます。なお、本件の様に、特定の目的のために特定の者に用途を廃止して処分をするような場合には、先ほど説明したルールとは異なりまして、取得等要望の確認自体は行わずに処分を行っているところでございます。今回は地方公共団体でございますし、そのまま処分をすめさせていただくということを行っているところでございます。

本財産の処理につきましては、本年5月に合志市から菊池恵楓園に対して取得の要望が示されたことを受け、合志市と財務局の間における事務レベルの場といたしまして、まずは「合志市における国公有財産の最適利用推進検討会」を設立し、協議・検討を進めてきました。この8月には、合志市副市長、当局管財部長を含む「国公有財産の最適利用推進協議会」を設立し、9月7日の同協議会の場において、当局に対しまして取得要望書の提出を受けたところでございます。

本会冒頭、局長の方からも説明がありましたが、国は地方公共団体と連携して、それぞれ保有する財産について相互の有効活用や、一定のエリア内における国公有地の立地等の最適化の検討、いわゆるエリアマネジメントでございますが、これを進めておりまして、本件につきましても、この一環として取り組んできたところでございます。

これらの協議、検討を重ねた結果、合志市の利用計画は適当であると考えられますことから、本日、諮問の運びとなったものでございます。

それでは、事案の内容につきまして、ご説明いたします。

まず、本財産の位置でございますが、画面に赤丸で表示した場所に所在しております。JR熊本駅の北東約12km、合志市役所の南西約4kmの合志市のほぼ中央に位置し、熊本電鉄御代志駅に隣接する位置でございます。

次に、対象財産の周辺の状況でございます。赤色部分が対象財産でございます。周辺は農地と住宅が混在し、西側の国道沿いには店舗が点在している地域で、近年、宅地開発が進み住宅が増加している地域でございます。本地の南側には市道を挟んで国立病院機構「熊本再春荘病院」や国立高等専門学校機構「熊本高等専門学校」などがございます。

次に、対象財産の沿革並びに現況について、ご説明いたします。

赤色で着色した部分が対象財産でございます。本財産は、戦前からハンセン病患者の療養施設である、菊池恵楓園として使用されておりますが、合志市が進める「土地区画整理事業」の事業区域に、園内通路や緑地帯などの一部が含まれることから、事業用地として取

得したい旨の要望があり、菊池恵楓園及び厚生労働省において検討した結果、合志市に協力するため用途廃止を予定しているものでございます。

ちなみに写真の下の方にありますのが、一昨年（平成29年）の第70回審議会において、合志市に小中学校用地として処分することについてご審議をいただいた部分でございます。

以上が対象財産に関する説明でございます。

次に、本事案の必要性・緊急性等について、ご説明いたします。

合志市は、平成18年の合併時の人口は約5万3千人でしたが、この12年間で約9千人増加し、平成30年1月時点では約6万2千人となっております。

全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中で、人口が増加しているというエリアでございまして、熊本市のベッドタウンとして、定住環境の整った住みよい街として発展してきております。

合志市では、街づくりのため、熊本県が策定した「熊本都市計画区域マスタープラン」を踏まえ、平成24年3月に「合志市重点区域土地利用計画」を策定しております。また平成28年策定の「合志市総合計画」の第2次基本構想において、「合志市重点区域土地利用計画」の一層の推進をうたい、街づくりを進めてきております。

具体的には、県のマスタープランにおいて本財産を含む周辺一帯は、交通機関の乗換え・乗り継ぎ機能や生活サービスの充実を図る、「地域の核」として位置付けられており、区画整理事業により概ね10年以内に市街地整備を行うことが明記されております。

さらに、市の「重点区域土地利用計画」及び「総合計画」では、本財産を含む周辺一帯は、鉄道やバスなどの交通機能を活かして商業施設等を集積させ、合志市の顔となる「都市中核拠点」として地区形成することとされているところです。

土地利用計画等の実現のためには、本財産の活用は必要不可欠なものであり、事業の必要性、緊急性は、十分に認められるものでございます。

続きまして、合志市における「土地区画整理事業」の内容について、ご説明いたします。恐れ入りますが、方位につきまして、図面の左側が「北」になっていることにご留意ください。

計画では、御代志地区を通る国道387号線沿い、南北約1.5kmにわたる区域、18.1haについて土地区画整理事業を行うこととしております。

整備方針については当該区域をAからCの3つのブロックに区分けし、それぞれ区域の特色に合わせた方針が定められております。

対象財産はBブロックに属しておりますが、まずAブロック及びCブロックの整備方針につきまして簡単に説明させていただきます。

最初に国道の西側エリアとなるAブロックにつきましては、土地区画整理事業に合わせて幹線道路の整備を進め、商業店舗等の誘致を行い、また住宅地部分は生活環境や防災性の向上に配慮した、良質な住宅及び商業店舗が混在する地域として整備する方針となっております。

続いて南側エリアCブロックですが、一部、既に宅地分譲等が行われておりますが、インフラが十分整備されていない地区であります。そのため、今回の土地区画整理事業により現況の地形を活かし、インフラ等、都市機能の整備を行い、生活環境や防災性の向上に配慮した中低層住居に特化した区域として整備する方針となっております。

続いて、対象財産が含まれる国道東側エリアのBブロックでございます。Bブロックの整備方針には、3つポイントがございます。

まず1つめのポイントは、熊本電鉄の始発駅である御代志駅の移設でございます。御代志駅にはロータリーが未整備であるなど、現状、利便性が劣るものとなっております。そのため整備方針では、御代志駅を現在の位置から南側に移設して、ロータリーを有した駅前広場やパークアンドライド施設の設置を行うことにより、バスや電車等との乗り継ぎが、より安全かつスムーズになり、利便性の向上が図れるものとなっております。

2つ目のポイントは、軌道敷の移設でございます。軌道敷が国道と住宅地部分との間を通っているため、現状では国道から車での乗り入れができない非効率な土地となっております。

そのため整備方針では、御代志駅の移設に合わせて軌道敷についても住宅地部分の東側に移設することによって国道に隣接する大きな土地を生み出し、商業店舗や事務所、集合住宅等を誘導して、利便性の高い、住宅及び商業施設が混在する区域として整備することとなっております。

3つ目のポイントは、道路の改良でございます。本財産が主に使用される部分になります。

今回整備が行われます市道は、合志市西部の野々島地区から御代志地区を通り、旧合志町を結ぶ幹線道路として位置付けられている重要な道路でございますが、国道387号線との交差点が、現状でクランク状になっておりますことや、近年の交通量の増加の影響もあわせて、慢性的な交通渋滞が発生しております。

そのため整備計画では、熊本県が行う国道整備と連携して市道整備としてクランクの解消を行い、渋滞緩和を図る方針としております。

また、一部歩道の未設置箇所がございますので、歩行者等の安全を確保するため、歩道整備を行う方針としております。

このように本財産は、渋滞緩和や歩行者等の安全確保のための整備に使われる予定となっております。

以上が各ブロックの説明となりますが、整備内容は県や市が策定した各計画に沿った内容となっており、必要性も認められますことから、整備計画については適当であると考えております。

対象財産につきましては、合志市が事業用地として取得し、約5,400㎡のうち約4,000㎡は道路改良のため都市計画道路として使用し、駅前広場やパークアンドライド施設の一部として整備される予定となっております。残る三角形の土地でございますが、約1,400㎡につきましては、市が取得後、再春荘病院への取り付け道路等に換地される予定となっております。

なお、次のページに本件区画整理事業の構想図を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

本審議会で「適当である」との答申をいただきましたら、当局から合志市に対してその旨の通知を行います。

合志市では再来月、11月に県に対して土地区画整理事業の認可申請を行うこととしております。また菊池恵楓園におきましては速やかに用途廃止の手続きに入ることであり、今年度中に、本財産が当局へ引き継がれる予定となっております。

合志市としましては来年9月を目途に国有地を取得したいとしておりますことから、平成31年9月中に売買契約を締結する予定としております。

なお区画整理事業につきましては、平成44年完了を予定しております。

続いて、契約の方法等につきまして、ご説明いたします。

相手方は合志市になります。契約方法は、地方公共団体において土地区画整理事業の事業用地として使用することから、会計法第29条の3第5項、および予算決算及び会計令第99条第21号により、随意契約といたします。

処理方法は、時価売払といたします。本件のように区画整理事業の事業用地として売払

う場合には、無償や減額といった規定がございませんので、時価売払することとしています。

なお、売払価格につきましては、今後、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、鑑定評価額を基に決定することとしております。

続きまして、用途指定についてご説明します。

一般的に、国有財産を処分する場合には、国有財産法第29条に基づき用途指定を付す場合がありますが、本件につきましては、相手方が地方公共団体であることや、時価売払を行いますことから、用途指定は不要となっているところです。

以上、本件諮問事案につきまして、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【甲斐会長】

ただ今、説明がございました諮問につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ、ご発言をお願いいたします。

【大貝委員】

先ほど合志市の人口の伸びの話がございました。9千人ちょっと、これからまた増えるということでしたが、それはこの区画整理事業で増やすという事でしょうか。

【立川部長】

ちょっと言葉が足りなかったかもしれません。9千人というのは、過去の平成18年の合併時からの実績ということをごさいまして、今後のトレンドとして合志市は伸びるとおっしゃってまして、何人かという数字は承知しておりませんが、こういった区画整理事業で住宅施設を含んだものを整備するということと、利便性について、始発駅があることで熊本市のベッドタウン、市内に働きに行く方のニーズを取り込むということをやっているとしております。当該地区においては少なくとも人口が増加するかと考えておりますが、全体的にどれだけ伸びるかということは申し訳ありませんが承知しておりません。

【遠矢委員】

土地売却の本筋でないのご存知でないかもしれませんが、都市計画事業で道路がクラック状のものを改良して渋滞解消になると言われていますが、これは軌道と立体交差になるということでしょうか。踏切は残るとのことでしょうか。

【立川部長】

立体交差ではないということをごさいます。

付け加えますと、ラジオで交通渋滞情報が流されていることがありますが、このクランク状になっているところは、必ずと言っていいほど、2 km 渋滞 3 km 渋滞というふうに出てくる渋滞ポイントでございまして、こういったクランク状のものを国有地を利用して解消するというのは、我々としても非常に有効活用になると考えております。

【甲斐会長】

よろしいでしょうか、では他にご意見もないようでございますので、本諮問については、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

【甲斐会長】

ありがとうございます。

それでは、諮問のとおり答申することと決定いたします。

本日の諮問事項につきましては、諮問のとおり答申することが適当である旨決定されましたので、九州財務局長に対して答申書をお渡しすることといたします。

【甲斐会長】

本日の審議結果の公表につきましては、私から財務局に指示したうえで、財務局において対応することをご了解いただきたいと思います。

次に、報告事項について財務局から説明をお願い致します。

【立川管財部長】

それでは、報告事項につきまして説明させていただきます。

今回の報告事項につきましては、大きく3点ございまして、

1点目がこれまでにご審議いただいた事案「過去の諮問事案の処理状況について」、2点目が「国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）」に関する報告、3点目が「国の庁舎の使用調整」に関する報告となっております。

まず1点目の「諮問事案の処理状況」についてご説明いたします。

お手元の資料の1ページをご覧ください。事案は2件ございます。

いずれも平成28年開催の第70回審議会で答申をいただいた事案につきまして、その後の進捗状況等報告をさせていただくものでございます。

まず、熊本市市民病院敷地として売却した事案でございます。こちらは、予定どおり処理が進捗している事案でございます。

前方のスクリーンをご覧ください。対象財産は、国家公務員宿舎東町北住宅の一部でござ

ございました。冒頭局長からも説明がございましたが、熊本市は、熊本地震からの復興のシンボリックな事案の一つとして熊本市民病院の再建に取り組んでおりますが、この病院用地及び道路拡幅用地の処理についてご答申をいただいた事案でございます。こちらは、敷地西側から撮影した現在の病院建設の状況でございます。

お手元の資料1ページですけれども、前回の審議会でご報告しておりますとおり、病院用地につきましては、熊本市との間で平成29年3月31日に売買契約を締結済みでございます。道路拡幅用地につきましては、熊本市において道路区域変更の手続きが終了しましたので、平成30年2月23日より無償貸付けを行っているところでございます。続きまして、合志市の事案でございます。

対象財産は旧菊池医療刑務支所庁舎及び職員用宿舎でございました。

先ほどの諮問案件とも関連しますが、地元の合志市から、新設する小中学校用地として取得したいとの要望がございまして、処理についてご答申をいただいた事案でございますが、こちらの事案につきましては変更点が4点ございます。

お手元の1ページをご覧ください。1点目は売買契約予定日の変更でございます。

合志市との売買契約は、当初、平成30年9月から10月を予定していましたが、熊本地震による労務費の上昇の影響によって、PFI事業者の選定の入札が不落となりました。これにより、設計業者及び施工業者の選定に時間を要したため、契約日を半年後ろ倒しして平成31年3月末に変更予定でございます。

2点目は管理委託期間の延長についてでございます。契約日の変更に伴いまして管理委託期間も平成31年3月30日まで延長する予定でございます。

3点目は刑務支所の庁舎部分を小中学校敷地として追加して処分することについてでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。刑務支所の庁舎部分につきましては菊池恵楓園入所者自治会からの保存要望を受けて、厚生労働省から処分保留の要請が出されておりましたので、答申をいただいた時点では処分対象外としていたところでございます。

今般、刑務所そのものを保存することに替えて、刑務所の中にあつた鉄格子などを使って刑務所の「独房」を恵楓園の中にある社会交流会館に復元・保存することや、新設する学校の正面に、この敷地が「旧菊池医療刑務支所」であったことを示すプレートなど整備することにより、刑務所本体の保存に変えるという方針になったところでございます。

関係者間で、このような措置を講じられることにより、処分を進めることが可能となり、

刑務所部分を追加して学校用地として処分することとなったものです。

4点目は国有地の一部を歩道として利用することについて、でございます。
答申をいただいた時点では、国有地は全て小中学校用地として使用することとしておりました。小中学校用地として売払いを行う時点で歩道の整備は検討されておりましたが、先ほども説明致しましたが、刑務所部分が使用できないため、その部分で歩道が寸断され連続性がないということとなり道路法上の道路として整備することが難しい事情となっております。このため、道路法上の道路としての歩道整備ではなく、学校敷地の中に歩道を整備する計画としていたところでございます。

今般、庁舎部分についても取得する見通しが立ったことから、歩道部分を学校敷地部分と切り離して購入したうえで、正式に道路として整備する、との申し出がありましたので、当該部分を道路用地として処分する予定に変更しております。

道路部分につきましては、3分の1は時価売払、3分の2は無償貸付を行うこととしております。

なお、無償貸付部分につきましては、さらに道路供用開始後に合志市に対して譲与を行う予定でございます。

当局からのご報告は、以上でございます。

【内川管財部長】

福岡財務支局管財部長の内川でございます。福岡財務支局管内の諮問事案の処理状況、2件について報告させていただきます。座ってご説明させていただきます。

資料の6ページをご覧ください。いずれも平成29年10月開催の第71回審議会で答申をいただきました事案の処理状況でございます。

第1諮問の福岡市に所在する事案「福岡市において事業者の採択がされた場合に、社会福祉法人に対し特別養護老人ホーム等用地として売払いすること」につきましては、平成29年12月18日付にて福岡市より事業者の不採択通知があったため、平成29年12月22日付をもって普通財産取得等要望書を返戻いたしましたので、残念ながら本件売払いは行わないこととなっております。

また、第2諮問の福岡県古賀市に所在する事案「古賀市の指定事業者の決定を受けた社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム等用地として貸付けすること」につきましては、本年3月23日に社会福祉法人青山会(せいざんかい)と定期借地契約を締結したところでございます。福岡財務支局からは以上でございます。

【立川管財部長】

続きまして報告事項2点目の国公有財産の最適利用(エリアマネジメント)にかかる「最適利用プラン」の策定についてご説明させていただきます。

財務省では、地方公共団体と連携して、地域の国有財産・公有財産について中長期的な観点からの最適利用、エリアマネジメントについて積極的に取り組んでいるところでございます。

この度、管内で2件、大分県佐伯市と鹿児島県奄美市において、「最適利用プラン」を策定いたしましたので、簡単にご説明させていただきます。

資料9ページをご覧ください。一つ目は大分県佐伯市の事案でございます。佐伯税務署は、昭和46年建築の鉄筋コンクリート造の建物で、エレベーターがないというバリアフリーの観点から不備があったほか、老朽著しいため建替えを計画しておりました。佐伯市から、中心市街地活性化基本計画を進めるにあたり、「城下町エリア」と呼ばれるエリア内に移転整備してほしい。との要望があり、佐伯市役所の西方約400mに所在する市有地に整備することとしたものです。

市役所の徒歩圏内に新しい税務署を整備することにより、公共施設の集約が図られ、市民の生活の利便性向上や、周遊性の向上による賑わい創出が図られることとなります。

また、現税務署が所在する常盤エリアは、税務署跡地に佐伯市が都市公園を整備することになっておりまして、良好な自然環境の保全などが図られることとなります。

新税務署の整備予定地は、佐伯市防災計画において、南海トラフ地震の津波浸水地区(2m未満)に指定されております。

整備する新庁舎は津波避難ビルの指定を受ける予定であり、地域防災に貢献することができます。

以上、税務署の建替えにおいて、市役所別館跡地と税務署跡地について、中長期的な観点から最適利用について調整した事案でございます。

二つ目は鹿児島県奄美市の事案でございます。

10ページをご覧ください。海上保安部などが入居する名瀬港湾合同庁舎は、昭和31年建築の鉄筋コンクリート造の建物で、築後62年が経過しております。また、同市の市街地に位置する名瀬測候所の庁舎につきましても、築後51年が経過し、どちらも老朽著しく不具合が生じております。

一方、地元の奄美市におきましては、名瀬港の再開発を目的とした「マリンタウン事業」

と中心市街地活性化のための区画整理事業を進めております。

このことから、公共公益施設用地のエリアへの新庁舎整備と、区画整理事業区域内に所在する測候所の移転について、市から国への要請がございました。

移転先として要請のありました公共公益施設用地の同一エリア内には、大島地区消防組合の本部庁舎の整備が予定されております。

同一エリア内へ、国・地方の防災官署が集約整備されることによって、災害時における強固な協力体制の構築が図られ、地域連携の促進、地域防災への貢献が見込まれます。

更に、庁舎整備により生じる現測候所の跡地を、子育て・保健・福祉複合施設などの施設用地として市が活用することで、中心市街地の活性化を図ることにつながり、市のまちづくりに資する効果が見込まれるところです。

以上、国の合同庁舎の整備と跡地の活用にかかる最適利用について調整した事案でございます。

つづきまして、第3点目に国の庁舎の使用調整等の報告でございます。

前回の審議会でご報告いたしました以降に調整を行いました事案、5件について簡単にご報告させていただきます。

全て調整面積が600㎡未満でございまして、国有財産法第10条の規定に基づきいわゆる10条調整と呼ばれる事案でございます。

資料の11ページをご覧ください。私からは、九州財務局管内の事案4件についてご説明いたします。

まず中津合同庁舎の事案でございます。中津市内の民間ビルに入居しておりました「別府港湾・空港整備事務所中津分室」を合同庁舎の余剰部分に移転入居させる調整を行い、年間の借受け費用約269万円の削減を図ったものでございます。

次に大分合同庁舎の事案でございます。大分市内の民間ビルに入居しておりました「九州厚生局大分事務所」を合同庁舎の余剰部分に移転入居させる調整を行い、年間の借受け費用約812万円の削減を図ったものでございます。

次に熊本地方法務局分室の事案でございます。九州農政局の2官署が入居しておりました熊本市東区所在の庁舎が、一昨年の熊本地震で被災し、一部使用できなくなりました。

このため、職員数が12名と小規模の「北部九州土地改良庁舎事務所熊本支所」を、南区所在の法務局分室の余剰部分に移転入居させる調整を行ったものでございます。

なお、被災庁舎のもう1つの入居官署である「土地改良技術事務所」につきましては、

移転せず、被害を免れた別の建物で業務を継続しております。

次に、大分港湾合同庁舎の事案でございます。

別府市所在の「別府港湾・空港整備事務所」に新たに5名が配置され、大分市の大分港海岸保全施設整備事業を行うこととなりました。

その5名の執務室を、事務所のある別府市から現場に近い大分港湾合同庁舎の余剰部分に入居させる調整を行ったものでございます。

九州財務局からのご報告は、以上でございます。

【内川管財部長】

続きまして、福岡財務支局管内の10条調整事案1件についてご説明いたします。

16ページ、17ページでございます。長崎県長崎市の事案でございます。

本事案は、長崎駅に隣接する民間ビルに入居しておりました自衛隊の募集案内所を合同庁舎の余剰部分に移転入居させる調整を行い、年間の借受け費用約6百万円の削減を図ったものでございます。ご報告は、以上でございます。

【甲斐会長】

以上の報告事項につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

刑務所の案件はよかったですね。

ご意見もないようでございますので、財務局からの報告につきましてはこれで終わらせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の審議及び報告は終了させていただきます。

最後に、河村福岡財務支局長から挨拶をお願いいたします。

【河村福岡財務支局長】

福岡財務支局長の河村でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいなかご出席を賜り、また、熱心にご審議をいただいた上で、付議事案についてご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

ご審議のなかで頂きましたご意見等を踏まえつつ、今後とも円滑な国有財産行政の執行に努めて参る所存でございます。

また、冒頭に川瀬九州財務局長がご挨拶申し上げましたとおり、財務局は地域連携・地域貢献に取り組んでいるところでございますが、福岡財務支局におきましては、来年6月8日、9日に福岡市において開催されるG20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議に向け、地元関係各機関等と連携を図りながら諸準備を進めているところでございます。

委員の皆様方には、今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般にわたりまして、ご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

【甲斐会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

【宮崎管財総括第一課長】

委員の皆様方には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。

— 了 —